

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....（施設運営指導課）	1
○北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例.....（施設運営指導課）	12
○北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....（施設運営指導課）	26
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例.....（障がい者保健福祉課）	35

条 例

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第101号

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件（第3条）
- 第3章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1節 指定障害者支援施設の一般原則（第4条）
 - 第2節 人員に関する基準（第5条－第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条－第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 指定障害者支援施設の一般原則

第4条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第25条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、規則で定める数とすること。

(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

(イ) 看護職員の数は、1以上とすること。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

(エ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(4) 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を

6で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

ウ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（第8条第3項において「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第4条第1項第6号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

イ サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとすること。

2 前項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の指定障害者支援施設の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第6条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、前条第1項（第7号を除く。）の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、その提供する利用者の数に応じて規則で定める数とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第7条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 主たる事業所及び従たる事業所に係る従業者の基準に関する特例は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 規則で定める基準によること。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の指定障害者支援施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用

の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第44条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第10条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
 - 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
- （提供拒否の禁止）

第11条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第12条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第14条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第15条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第17条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は

福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第19条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

（支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第20条 指定障害者支援施設は、その使途が直接利用者の便益を向上させるものである金銭であって、支払を求めることが適当であるものに限り、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して、その支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第21条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるもの

とする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定障害者支援施設は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第22条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指

定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。
この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第23条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第21条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第24条 指定障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第25条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営む

ことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第26条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(相談等)

第27条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整その他の必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第28条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければな

らない。

7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第29条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第30条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第31条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援

又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、道に報告しなければならない。

（実習の実施）

第32条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第33条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第34条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第35条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、道に報告しなければならない。

（食事）

第36条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、当該指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第37条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第38条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第39条 指定障害者支援施設は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第40条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第41条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る基準省令第38条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第42条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障

害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第43条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第44条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第50条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する施設障害福祉サービスの種類

(3) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

(5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

(6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類

- を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第45条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第46条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第47条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(衛生管理等)

第48条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管

理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第49条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第50条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第51条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第52条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第53条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第54条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第55条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質

問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、道又は市町村からの求めがあった場合には、前3項の改善の内容を道又は市町村に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第56条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第57条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第58条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第59条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第19条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 第42条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第51条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第55条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第57条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第102号

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 療養介護（第4条－第32条）
- 第3章 生活介護（第33条－第50条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条－第55条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条－第60条）

第6章 就労移行支援（第61条－第69条）

第7章 就労継続支援A型（第70条－第84条）

第8章 就労継続支援B型（第85条－第87条）

第9章 多機能型に関する特例（第88条－第90条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第17条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

(基本方針)

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以

下「施行規則」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第5条 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第7条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要

な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(記録の整備)

第9条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 第28条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第11条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営に必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の療養介護事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数
- 2 前項（第1号から第3号までを除く。）に規定する療養介護事業所の職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の療養介護事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
- （心身の状況等の把握）
- 第13条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- （障害福祉サービス事業者等との連携等）
- 第14条** 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
- 2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- （利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）
- 第15条** 療養介護事業者は、その用途が直接利用者の便益を向上させるものである金銭であって、支払を求めることが適当であるものに限り、当該利用者対

- してその支払を求めることができる。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
- （療養介護の取扱方針）
- 第16条** 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （療養介護計画の作成等）
- 第17条** 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この条において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案

- に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
- (サービス管理責任者の責務)
- 第18条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。
- (相談及び援助)
- 第19条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- (機能訓練)
- 第20条** 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。
- (看護及び医学的管理の下における介護)
- 第21条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況

- に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
- (その他のサービスの提供)
- 第22条** 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。
- 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- (緊急時等の対応)
- 第23条** 療養介護事業者は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
- (管理者の責務)
- 第24条** 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (勤務体制の確保等)
- 第25条** 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第27条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第29条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（苦情解決）

第30条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族

からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第32条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 生活介護

（基本方針）

第33条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第34条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならな

い。

(管理者の資格要件)

第35条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
(運営規程)

第36条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項
- (規模)

第37条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(設備の基準)

第38条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の生活介護事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章及び次章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、規則で定める数とすること。

イ 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項（第1号を除く。）に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活

介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の生活介護事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第40条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所(第3項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 主たる事業所及び従たる事業所に係る職員の配置の基準に関する特例は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

第41条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第42条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第43条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第44条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第45条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第46条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康

保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第47条 生活介護事業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第48条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第49条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能

力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項（第1号を除く。）に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の自立訓練（機能訓練）事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。（訓練）

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時１人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第１項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第55条 第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第55条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第55条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第55条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第55条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第55条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第６条の７第２号に規定する者に対し

て、施行規則第６条の６第２号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第57条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第58条 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第１項に規

定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、規則で定める基準による。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものである。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた宿泊型自立訓練事業所の建物にあつては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

8 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第59条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項（第1号を除く。）に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の自立訓練（生活訓練）事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切

かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第62条 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている次条第1項に規定する就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項（第1号を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の就労移行支援事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第64条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、認定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、認定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、認定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 認定就労移行支援事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の認定就労移行支援事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（実習の実施）

第65条 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において準用する第17条第1項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第66条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第67条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第68条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、道に報告しなければならない。

（準用）

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第70条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第71条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第72条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結

している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の2分の1に相当する数、かつ、9を超えてはならない。

（設備の基準）

第73条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

（1）訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2）相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3）洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4）便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の就労継続支援A型事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第74条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1）管理者 1

（2）職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の場合は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の場合は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項（第1号を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
（従たる事業所を設置する場合における特例）

第75条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 主たる事業所及び従たる事業所に係る職員の配置の基準に関する特例は、規則で定める。
（実施主体）

第76条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。
（雇用契約の締結等）

第77条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供すること

ができる。

（就労）

第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第79条 就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
（実習の実施）

第80条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第84条において準用する第17条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第81条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利

用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第82条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

（準用）

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

（基本方針）

第85条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、そ

の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（工賃の支払等）

第86条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、道に報告しなければならない。

（準用）

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、多機能型による自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、多機能型による自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、多機能型による就労移行支援事業所、多機能型による就労継続支援A型事業所及び多機能型による就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービス（以下この条において「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、6人以上で、規則で定める員数とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

4 離島その他の地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の

利用定員を、1人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所に係る職員の員数等の基準に関する特例は、規則で定める。

(設備の特例)

第90条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第103号

北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条－第45条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者自立支援法に基づく障

害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の一般原則）

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第19条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

（構造設備）

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた障害者支援施設の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（施設長の資格要件）

第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

運営規程を定めておかなければならない。

(1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する施設障害福祉サービスの種類

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

(5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

(6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

（記録の整備）

第8条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保

存しなければならない。

- (1) 第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 第41条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 第43条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第45条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）

- (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

- (2) 就労継続支援B型 10人以上

- (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

（設備の基準）

第10条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的

な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 規則で定める基準によること。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設（次条第1項第6号において「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の障害者支援施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
（職員の配置の基準）

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

（ア）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、規則で定める数とすること。

（イ）看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

（ウ）理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

（エ）生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

（ア）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

（イ）看護職員の数は、1以上とすること。

（ウ）理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

（エ）生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(5) 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）

ア 職業指導員及び生活支援員

（ア）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

（イ）職業指導員の数は、1以上とすること。

（ウ）生活支援員の数は、1以上とすること。

イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

ウ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(6) 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

（ア）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

（イ）職業指導員の数は、1以上とすること。

（ウ）生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(7) 就労継続支援B型を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

（ア）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

（イ）職業指導員の数は、1以上とすること。

（ウ）生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

(8) 施設入所支援を行う場合

ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、1以上で、利用者の数に応じ

て規則で定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

イ サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

2 前項（第1号を除く。）に規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の障害者支援施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項（第8号を除く。）の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、その提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数に応じて規則で定める数とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
（従たる事業所を設置する場合における特例）

第13条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 主たる事業所及び従たる事業所に係る職員の配置の基準に関する特例は、規

則で定める。

（サービス提供困難時の対応）

第14条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。
（心身の状況等の把握）

第15条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第16条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第17条 障害者支援施設は、その使途が直接利用者の便益を向上させるものである金銭であって、支払を求めることが適当であるものに限り、当該利用者に対して、その支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。
（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第18条 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第19条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催

し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に利用者面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第20条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（相談等）

第21条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所等との利用調整その他の必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第22条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第23条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第24条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提

供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

- 3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
(工賃の支払等)

第25条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、道に報告しなければならない。

(実習の実施)

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の規定による実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、道に報告しなければならない。

（食事）

第30条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を

得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、当該障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第31条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第32条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第33条 障害者支援施設は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第34条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当

該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る基準省令第33条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

（施設長の責務）

第36条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第37条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第39条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、

又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第40条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第42条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第43条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等) 第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。 (事故発生時の対応) 第45条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 附 則 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。 平成24年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第104号 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件（第3条） 第3章 指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第4条） 第4章 児童発達支援に関する基準 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条―第9条）	第3節 設備に関する基準（第10条・第11条） 第4節 運営に関する基準（第12条―第55条） 第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条―第61条） 第5章 医療型児童発達支援に関する基準 第1節 基本方針（第62条） 第2節 人員に関する基準（第63条・第64条） 第3節 設備に関する基準（第65条） 第4節 運営に関する基準（第66条―第71条） 第6章 放課後等デイサービスに関する基準 第1節 基本方針（第72条） 第2節 人員に関する基準（第73条・第74条） 第3節 設備に関する基準（第75条） 第4節 運営に関する基準（第76条―第78条） 第5節 基準該当通所支援に関する基準（第79条―第81条） 第7章 保育所等訪問支援に関する基準 第1節 基本方針（第82条） 第2節 人員に関する基準（第83条・第84条） 第3節 設備に関する基準（第85条） 第4節 運営に関する基準（第86条―第89条） 第8章 多機能型事業所に関する特例（第90条―第92条） 附則 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法に基づく指定通所
--	--

支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）において使用する用語の例による。

第2章 指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件

第3条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定（その更新を含む。）の申請については、この限りでない。

第3章 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、道、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第50条第1項において「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 児童発達支援に関する基準

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並び

に集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、2以上で、障害児の数に応じて規則で定める数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の指定児童発達支援事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童

発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護師 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 前各項（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支

援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

6 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の指定児童発達支援事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（同項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 主たる事業所及び従たる事業所に係る従業者の基準に関する特例は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心

身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊技場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応

じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、道、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第23条 指定児童発達支援事業者は、その使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものである金銭であって、支払を求めることが適当であるものに限り、当該通所給付決定保護者に対して、その支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

（通所利用者負担額の受領）

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（通所利用者負担額に係る管理）

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告すると

ともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この節において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護

者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食

を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定めるところにより、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（非常災害対策）

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。
（衛生管理等）

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（協力医療機関）

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
（掲示）

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（身体拘束等の禁止）

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他

必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）の長である指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を

行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所

において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関し事故が発生した場合は、速やかに道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援の内容等の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 第36条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第45条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第56条 児童発達支援に係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当

通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、2以上で、障害児の数に応じて規則で定める数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の基準該当児童発達支援事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備)

第57条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第58条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第59条 第5条、第8条及び前節(第12条、第24条第2項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第60条 指定生活介護事業者(規則で定める要件を満たすものに限る。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を

除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第61条 指定通所介護事業者(規則で定める要件を満たすものに限る。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

第5章 医療型児童発達支援に関する基準

第1節 基本方針

第62条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第63条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

第64条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第65条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第66条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。
(通所利用者負担額の受領)

第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、指定通所支援費用基準額その他の規則で定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受

けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

（準用）

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第70条」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第67条第1項から第3項まで」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「運営規程」とあるのは「第70条に規定する運営規程」と、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

第6章 放課後等デイサービスに関する基準

第1節 基本方針

第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおり

とする。

- (1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、2以上で、障害児の数に応じて規則で定める数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の指定放課後等デイサービス事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(準用)

第74条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第75条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第76条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。
(通所利用者負担額の受領)

第77条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第70条」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第77条第1項から第3項まで」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第44条中「運営規程」とあるのは「第78条において準用する第70条に規定する運営規程」と、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、2以上で、障害児の数に応じて規則で定める数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(設備)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条、第61条、第70条、第72条、第76条及び第77条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第7章 保育所等訪問支援に関する基準

第1節 基本方針

第82条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第83条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事

業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第84条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第83条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第85条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第86条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第87条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第88条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第88条」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第87条第1項から第3項まで」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるの

は「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「運営規程」とあるのは「第88条に規定する運営規程」と、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第8章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第63条、第73条並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項及び第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、及び第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 前項に定めるもののほか、多機能型事業所に係る従業者の員数等の基準に関

する特例は、規則で定める。

（設備に関する特例）

第91条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

（利用定員に関する特例）

第92条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条第1項に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第28条第1項（第78条において準用する場合を含む。）中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項までの規定及び第29条（これらの規定を第78条において準用する場合を含む。）中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とし、第6条第1項第2号及び第2項並びに第73条第1項第2号及び第2項の規定は、適用しない。

（検討）

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。